

日本株式株主権行使に関する基本方針

資産運用業に係る受託者責任の観点に立ち、株主権行使に関する基本方針として、受益者の利益のために、投資先企業に対し誠実にコーポレートガバナンスに取り組むことを要求していくものである。投資収益を引き上げる重要な手段として、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、単に議決権行使に止めず、株主としての意見を経営陣に伝え、課題の共有を図るものとする。その一環として、特に議決権行使に当たっては、主体的に意思表示を行うことにより、受託者責任を貫徹していくものとする。

(1) 議決権行使の目的

- ・ 議決権行使に際しては、実質的な所有者は委託者である年金基金や投資信託における受益者等であることを前提とし、専ら委託者及び受益者の利益に資することを目的に判断を行うものとする。
- ・ 年金基金や投資信託の運用においては、企業が創出する株主価値を投資リターンの本源と位置付ける。
- ・ 企業のガバナンスは、①誠実な経営、②資源の有効活用、③適切な投資の選択の側面で特に影響力を有し、これらの観点から議決権行使を通じて株主価値の最大化を図ることを目的として判断を行うものとする。企業経営は短期的な株主利益のみを追求するものではなく、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーの利益との調和を踏まえて行われるべきものであり、これらのステークホルダーとの良好な協力関係を確立することで、長期的な株主利益の最大化が達成されるものと認識する。

(2) 忠実義務

- ・ 議決権行使に際しては、委託者及び受益者の利益に対し忠実義務を負うものであり、当社との間に直接または間接の資本関係や人的関係、取引関係等が存在する企業に対する議決権行使に当たり利益相反発生の懸念がある場合等においても、受託者固有の理由により、判断に影響を受けることはないものとする。
- ・ 議決権行使の基準日以降、株式を売却する場合においても、利益処分案については、忠実義務を負うものとし、十分な注意を払うものとする。また、資本市場に対する機関投資家の一般的責任を果たす観点からも、議決権行使を行うものとする。

(3) 企業の経営姿勢

- ・ コーポレートガバナンスを重視する企業の経営姿勢は、株主のみならず、資本市場の健全な発展の観点からも強く求められるものであるとの認識に立ち、受託者の立場からも、投資先企業に対しコーポレートガバナンスへの積極的な取り組みを求めていくものとする。

(4) 反社会的行為

- ・ 法令違反や公序良俗に反するような行為を反社会的行為と定義する。また、企業の社会的信用を毀損することにより、株主・顧客・従業員の経済的損失を招く行為、公害等に代表されるような社会的損失を招く行為は、反社会的行為に該当し、議決権行使にあたっては原則これを容認しない。

(5) 情報開示

- ・ 企業経営の透明性の向上は、企業価値を増加させるうえで重要な要素であり、企業の競争力の維持・向上に悪影響を与えない範囲、及び開示に際し公正さを損なわない範囲において、積極的な情報開示を求めていくものとする。

(6) 調査活動

- ・ 運用業務の一環として、議決権行使に止まらず、日々の企業訪問等の調査活動を通して、投資先企業に対し、コーポレートガバナンスに対する積極的な取組みを求めていくものとする。

(7) 効率的な議決権行使

- ・ 議決権行使に係るコストは、最終的には顧客が相応に負担することとなるため、運用成果へのコストの影響も考慮して行使を行うことが必要である。受託者は、費用対効果の関係に十分留意して効率的な対応を図ることが求められるとの認識に立ち、専門家として適正な議決権行使に努めるものとする。

(8) 基本方針の改廃

- ・ 基本方針の改廃は、責任投資委員会にて決定の上、取締役会に報告する。本方針の字句等の軽微な修正については、責任投資委員会委員長がこれを行う。